

— 静かな夜と空を返せ —

号外

原告団 NEWS

発行日：2014 年 1 月 23 日 発行者：(団長代理) 青山秀雄

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 FAX(TEL)：042-542-5625

http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：第 9 次横田基地公害訴訟原告団 (E-mail：yokota9th@yahoo.co.jp)

— 本日の予定 —

10：15 弁論前集会 (緑町北公園)

10：45 入廷 (地裁 405 号法廷)

11：00 開廷

終了後 裁判所内で報告集会予定

.....

※集会～地裁敷地に入るまでは、横断幕を掲げ、原告団の方は、たすき、ゼッケンをつけます。裁判所入口でこれを外しますので、トラブルにならないよう協力ください。

第 9 次横田基地公害訴訟 第 5 回法廷の内容は…

本日は第 5 回目となる法廷 (民事訴訟の場合、「口頭弁論」と言います) が開かれます。

本日の法廷では、第 2 回～第 4 回目同様、被告である国側の私たちの訴え (訴状) に対する、国の反論が行われますが (といっても、文書を裁判所に提出するだけです)、私たち原告側は、私たち原告の代理人である弁護士が見聞陳述を行います。

国側に反論させるだけでなく、(原告側が訴状に追加する主張を) 弁護団が法廷で陳述を読み上げる場面を今回も作っていただきます。本日の法廷で弁護団 (原告側) が主張する内容の概略は、以下の通りです。(弁護団＝馬場先生＝から寄稿いただきました)

第 1 将来請求という争点

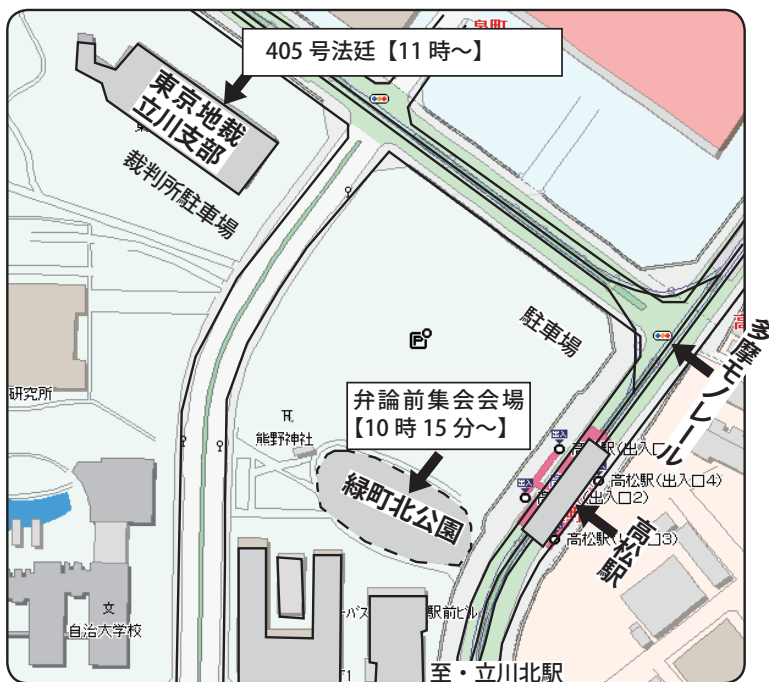
1 今回の裁判では、騒音による精神的苦痛に対する慰謝料として、月額 2 万 3 0 0 0 円の損害賠償を求めています。

裁判では、原則、口頭弁論終結時 (高等裁判所での事実審理を終える時点) までの損害賠償しか認められませんが、民事訴訟法 1 3 5 条には「あらかじめその請求をする必要がある場合」には口頭弁論終結時以降の損害賠償を求めることができると定められており、実際にそのような将来請求が認められている例もあります。

2 そして、今回の裁判で、私たちは、口頭弁論終結時までに限らず、夜間の離発着やエンジン作動、昼間の航空機騒音がなくなるまでの将来の損害賠償も認めるよう主張しています。

3 損害賠償については、①そもそも損害賠償が認められるか、②認められるとしてその金額はいくらか、③いつからいつまでのものか、といったことが争点になりますが、将来請求の争点は、このうち③の「いつまで」の損害賠償が認められるか (口頭弁論終結時以降の損害賠償が認められるか) という問題です。

4 今回の裁判では、この将来請求の争点に関して主張をし



ましたので、その要点をお伝えいたします。

第 2 主張の要点

1 断続的提訴の負担

口頭弁論終結時までの損害賠償しか認められないとすると、騒音状況が変わらず、引き続き、被害を受けている場合であっても、住民が改めて訴訟を提起しなければ、口頭弁論終結時以降の損害賠償が支払われません。

そのため、住民は繰り返し、裁判をしなければならず、実際に横田基地を巡っても、何度も裁判が行われてきているという現状があります。

特に、この種の事案は、集団訴訟を提起する必要があり、それに要する時間・労力・費用は多大なものです。

2 公害抑止機能の不全

将来請求を認めることは、国が積極的に騒音被害を防止す

(裏に続く)

るための措置を採る動機付けにもなり得るところ、これが認められないことによって、国は訴訟を提起される度に騒音被害はないと主張し、裁判所が認めた時点で初めて過去の損害賠償だけを支払って済ませている状況です。これでは、訴訟が過去の清算の意味しかなく、将来の公害抑止の機能を果たせません。

3 長年の騒音被害の継続と今後も継続する蓋然性

これまで長い間、騒音被害が継続してきたことは、約40年間の8次にわたる横田基地訴訟で明らかにされてきたところです。

軍事基地では有事に備え、日常的に飛行訓練等がなされるのであり、基地移転等の抜本的解決がなされない限り、騒音被害がなくなるということはおよそあり得ません。そして、私たちが請求しているのは、最低限の慰謝料としての損害賠償であり、それは多少の飛行回数の変動等によって変わるものではありません。

そうすると、基地が存続する以上、騒音被害が継続する蓋然性は極めて高いといえ、将来、事実変動があり得るという

安易な理由で将来請求を認めないのは不当です。

4 請求異議の手續において立証すべきこと

将来請求を認めた場合であっても、騒音被害がなくなった、減少したという場合には、国が請求異議という手續でそれを主張・立証することができます。

基地の移転・縮小や住民の転居、防音工事の実施等といった騒音被害の消滅・現象となり得る事情は、国が容易に把握しうる事情であり、その主張・立証の負担を国に負わせることは、住民側の訴訟提起の負担と比較して、むしろ公平であるといえます。

第3 最後に

横田基地訴訟における従前の裁判例は、将来請求を認めませんでしたでしたが、そのことが、騒音被害を受けている住民に度重なる訴訟提起の負担を負わせ、一方で、被告が騒音問題に真摯に取り組まないという結果を生ぜしめているという現状があることを、裁判所は真摯に受け止め、今回の裁判では騒音問題の解決の一途を開くことを期待するばかりです。

「環境基準は目標とすべき基準」「騒音の判断は環境庁方式にすべき」一国の主張一

本日、国側が裁判所に提出した準備書面(4)は、全51ページにわたるもので、国側は「被害は軽微である」ことを終始主張しています。そして、その目次は以下の通りです。

第1 はじめに

第2 航空機騒音に係る環境基準は航空機騒音の受忍限度を画する基準にはなり得ないこと

- 1 原告らの主張
- 2 航空機騒音に係る環境基準の法的性格
- 3 環境基準制定の経緯に照らしても、環境基準は、受忍限度を画する基準とはなり得ないこと

- (1) 環境基準制定の経緯
- (2) 航空機騒音に係る環境基準が維持されることが望ましい環境上の条件に関する基準であること
- (3) 航空機騒音に係る環境基準が受忍限度を画する基準ではないこと

4 設定された環境基準の内容に照らしても、環境基準は、受忍限度を画する基準とはなり得ないこと

- (1) 航空機騒音に係る環境基準の内容
- (2) 航空機騒音に係る環境基準は、航空機騒音に係る諸施策を推進するに当たっての目標とすべき基準であること
- (3) 自衛隊等が使用する飛行場の地域については、環境基準が行政上の指標となる努力目標値であることは明らかであること

5 小括

第3 原告らが実際に曝露されている航空機騒音は、施設庁方式ではなく環境庁方式によって算定されたW値を基準として判断すべきであること

- 1 はじめに
- 2 環境庁方式と施設庁方式の主な差異

- (1) 飛行回数の算定方法の差異
- (2) 航空機騒音の内容、程度を把握するには、環境庁方式によることがより適切であること
- (3) 施設庁方式の趣旨、目的について
騒音を受けたとかが受忍限度を超えているか否かの判断は施

設庁方式ではなく、環境庁方式によって算定されたW値によるべきであること

第4 横田基地4・8次訴訟の判決の誤り

- 1 横田基地4・8次訴訟の内容
- 2 横田基地4・8次訴訟の受忍限度に関する判断は誤りであること

第5 被告の自動騒音測定の測定結果

- 1 被告の自動騒音測定の結果からも、W75の区域などの騒音レベルは受忍限度内と認められること
 - 2 被告が設置している自動騒音測定地点の所在位置について
 - 3 被告が設置している自動騒音測定地点における測定結果
- (1) W値75の区域(測定点No.5, No.8, No.9及びNo.10)について
 - ア W値について
 - イ 1日当たりの平均騒音発生回数について
 - ウ 日別の環境基準達成状況について
 - (2) W値80の区域(測定点No.6(瑞穂町箱根ヶ崎))について
 - ア W値について
 - イ 1日当たりの平均騒音発生回数について
 - ウ 日別の環境基準達成状況について
 - (3) W値85の区域(測定点No.1及びNo.2)について
 - ア W値について
 - イ 1日当たりの平均騒音発生回数について
 - ウ 日別の環境基準達成状況について
 - (4) 指定解除された区域(測定点No.3, No.4及びNo.13)について
 - ア W値について
 - イ 1日当たりの平均騒音発生回数について
 - ウ 環境基準達成状況について

4 結語

第6 本件飛行場の騒音状況は改善していること

- 1 原告らの主張
- 2 被告の反論